

令和 2 年第 2 回

長万部町議会臨時会会議録

令和 2 年 4 月 1 5 日 開会

令和 2 年 4 月 1 5 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 2 年 4 月 1 5 日（水曜日）第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について （長万部町税条例等の一部を改正する条例）	4 頁
○承認第 2 号 専決処分の承認について （長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	7 頁
○承認第 3 号 専決処分の承認について （令和元年度長万部町一般会計補正予算（第12号））	8 頁
○議案第 1 号 令和 2 年度長万部町一般会計補正予算（第 1 号）	9 頁
○報告第 1 号 令和元年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について	11 頁
○閉 会 宣 告	12 頁

令和2年第2回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 令和 2年 4月15日（水）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 2年 4月15日（水） 午前10時00分

◎応招議員（9名）

1番	村川 毅	6番	橋本 收司
2番	辻 紀樹	7番	高森 功治
3番	高橋 克英	8番	北川 佳嗣
4番	大谷 敏弥	9番	柏倉 恵里子
5番	長崎 厚	10番	辻 義雄

◎不応招議員（1名）

2番 辻 紀樹

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡 正志	産業振興課長	小川 洋
副町長	佐藤 英代	教 育 長	近藤 英隆
総務課長	本前 武広	教 育 次 長	對馬 政宏
税務課長	中山 裕幸	教育委員会事務局参事	佐藤 修
保健福祉課長	岡部 忠		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	豊嶋 慎一
議会事務局主幹	増田 理恵
議 事 係	工藤 大智

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 承認第 1 号	専決処分の承認について (長万部町税条例等の一部を改正する条例)
日程第 4 承認第 2 号	専決処分の承認について (長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 5 承認第 3 号	専決処分の承認について (令和元年度長万部町一般会計補正予算 (第12号))
日程第 6 議案第 1 号	令和 2 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 7 報告第 1 号	令和元年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回長万部町議会臨時会を開会いたします。

なお、欠席届が辻紀樹議員よりありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

令和2年第1回定例会において可決されました、新たな過疎対策法の制定に関する意見書、中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の2件の意見書につきましては、令和2年3月13日付をもって、内閣総理大臣ほか関係大臣にそれぞれ送付いたしました。

次に、監査委員から2月分の例月出納検査報告書が、また、山越郡衛生処理組合議会議員からは会議結果報告書が提出されましたので、お手元にそれぞれ配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長および、それぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番村川議員、6番橋本議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第 1 号 専決処分の承認について

(長万部町税条例等の一部を改正する条例)

○議長（辻義雄） 日程第 3、承認第 1 号専決処分の承認について（長万部町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、承認第 1 号専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。

専決処分いたしました事項は、長万部町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が、令和 2 年 3 月に公布されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定による議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、町民税、法人町民税、固定資産税、たばこ税、特別土地保有税、軽自動車税に関する規定の整備、その他、税制改正に伴う条文整備や文言、表現の整理などを行うものであります。

議案には、1 頁から 58 頁までの新旧対照表と、1 頁から 6 頁までの一部改正の概要を添付いたしました。改正内容は、新旧対照表と一部改正の概要とを合わせてご覧ください。

新旧対照表と一部改正の概要の 1 頁をご覧ください。はじめに、第 1 条関係による改正についてご説明いたします。

第 24 条は、個人の町民税の非課税の範囲で、非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものであります。

第 34 条の 2 は所得控除で、所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置をするものであります。

1 頁から 2 頁、第 36 条の 2 は町民税の申告で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

2 頁から 3 頁、第 36 条の 3 の 2 は、給与所得者が、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等所要の措置をするものであります。

3 頁から 4 頁、第 36 条の 3 の 3 は、公的年金等受給者が、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなど所要の措置をするものであります。

4 頁、第 48 条は法人町民税の申告納付で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

4 頁から 7 頁、第 54 条は、固定資産税の納税義務者等で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

7 頁から 8 頁、第 61 条は、固定資産税の課税標準で、法律改正にあわせて、規定の整備を行うものであります。

概要の 2 頁、新旧対照表は 8 頁、第 61 条の 2 は、法 349 条の 3 第 27 項等の条例で定める割合で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

8 頁から 9 頁、第 74 条の 3 は現所有者の申告で、登記または、補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定で、法規定の新設にあわせて新設されたものであります。

9 頁、第 7 5 条は、固定資産に係る不申告に関する過料で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

9 頁から 1 0 頁、第 9 4 条は、たばこ税の課税標準で、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和 2 年 1 0 月 1 日から 2 段階で、見直しをするものであります。

1 0 頁、第 9 6 条はたばこ税の課税免除で、課税免除の適用にあたっての必要な手続きの簡素化をするものであります。

1 1 頁、第 9 8 条はたばこ税の申告納付の手続きで、規定の整備を行うものであります。

1 1 頁、第 1 3 1 条は特別土地保有税の納税義務者等で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

1 2 頁、附則第 3 条の 2 は延滞金の割合等の特例で、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であります。

1 2 頁から 1 3 頁、附則第 4 条は、納期限の延長に係る延滞金の特例で、附則第 3 条の 2 と同様の改正に伴う規定の整備であります。

次に、概要は 3 頁、新旧対照表は 1 3 頁から 1 4 頁、附則第 6 条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、改元対応にあわせて規定の整備をするものであります。

1 4 頁、附則第 7 条の 3 の 2 は、改元対応に伴う規定の整備であります。

同じく 1 4 頁、附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を 3 年間延長するものであります。

1 5 頁、附則第 1 0 条は読替規定で、規定の整備を行うものであります。

1 5 頁から 1 6 頁、附則第 1 0 条の 2 は、法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号等の条例で定める割合で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

1 6 頁から 2 0 頁、附則第 1 1 条から附則第 1 3 条までは、法律改正および改元対応により規定の整備をするものであります。

2 0 頁、附則第 1 5 条は、特別土地保有税の課税の特例で、改元対応に伴う規定の整備であります。

2 1 頁、附則第 1 5 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の非課税で、改元対応に伴う規定の整備であります。

2 1 頁から 2 3 頁、附則第 1 6 条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、改元対応に伴う規定の整備であります。

次に、概要の 4 頁、新旧対照表は 2 3 頁、附則第 1 7 条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設であります。

2 3 頁から 2 4 頁、附則第 1 7 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長するものであります。

2 5 頁、附則第 2 2 条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、改元対応に伴う規定の整備であります。

2 5 頁、附則第 2 3 条は、個人の町民税の税率の特例等で、改元対応に伴う規定の整備であります。

次に、第 2 条関係による改正についてご説明いたします。2 6 頁第 1 9 条は、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金で、法律改正に合わせて規定の整備をするものであ

ります。

27頁第20条は、年当たりの割合の基礎となる日数で、規定の整備をするものであります。同じく27頁第23条は、町民税の納税義務者等で、法律改正に合わせて規定の整備をするものであります。同じく27頁から30頁、第31条は均等割の税率で、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備をするものであります。

次に、概要の5頁、新旧対照表は、30頁から35頁、第48条は、法人の町民税の申告納付で、法律改正に合わせて規定の整備をするものであります。

35頁から37頁、第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きで、法律改正に合わせて規定の整備をするものであります。

37頁から38頁、第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金で、法律改正に合わせて規定の整備をするものであります。

38頁から39頁、第94条は、たばこ税の課税標準で、法律改正に合わせて規定の整備をするものであります。

39頁、附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例で、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であります。

次に、第3条関係による改正についてご説明いたします。40頁から44頁、附則第1条から附則第8条までは、平成31年条例第5号「第3条改正及び附則」の一部改正で、規定の整備をするものであります。

次に、第8条による改正についてご説明いたします。45頁から47頁、附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置で、平成27年条例第14号改正附則の一部改正で、規定の整備をするものであります。

次に、第9条による改正についてご説明いたします。概要は6頁、新旧対照表は48頁から49頁、附則第1条から第4条までは、平成28年条例第16号改正附則の一部改正で、規定の整備をするものであります。

次に、第10条による改正についてご説明いたします。50頁から56頁、附則第1条から第11条までは、平成30年条例第13号改正附則の一部改正で、規定の整備をするものであります。

56頁、附則第1条は施行期日で、この条例は令和2年4月1日から施行し、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するという規定であります。

56頁から58頁、経過措置は、延滞金、町民税、固定資産税、町たばこをそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第２号 専決処分の承認について

（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第４、承認第２号専決処分の承認について（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山裕幸） ただいま上程されました、承認第２号専決処分の承認について、内容をご説明申し上げます。専決処分いたしました事項は、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和２年３月３１日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の５割軽減および２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ措置を行うものであります。また、長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について、法改正にあわせて改正するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文、下線部分が改正する部分であります。

第２３条は国民健康保険税の減額で、第２３条第２号中２８万円を２８万５,０００円に改め、同条第３号中５１万円を５２万円に改めるものであります。これは、被保険者均等割額および世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を５,０００円増額の２８万５,０００円とし、２割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を１万円増額の５２万円とするものであります。

２頁をご覧ください。附則第４項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、「第３５条の３第１項」を加えるものであります。附則５項は、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、同じく「第３５条の３第１項」を加えるものです。

３頁をご覧ください。附則第１条は施行期日で、この条例は令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第４項および第５項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第１２号）附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行するというものであります。

第２条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上がただいま上程されました、承認第２号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第３号 専決処分の承認について

(令和元年度長万部町一般会計補正予算(第１２号))

○議長(辻義雄) 日程第５、承認第３号専決処分の承認について(令和元年度長万部町一般会計補正予算(第１２号))の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長(本前武広) ただいま上程されました、承認第３号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。この専決処分は、令和元年度長万部町一般会計補正予算(第１２号)であります。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和２年３月３１日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算(第１２号)は、本年第１回町議会定例会の一般会計補正予算(第１０号)の説明の中で、譲与税等の最終決定は年度末ぎりぎりになることから、例年どおり専決処分をせざるを得ない旨、ご説明したところであります。このたび最終決定がありましたので専決処分をいたしました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ１億２,１７０万１,０００円を追加し、補正後の予算総額を５４億９,３１５万３,０００円とするものであります。予算内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳入からご説明いたします。

地方譲与税は３０５万４,０００円の追加で、内訳は、地方揮発油譲与税が７５万円の減額、自動車重量譲与税が３８０万３,０００円の追加、森林環境譲与税が１,０００円の追加であります。

配当割交付金は６０万９,０００円の追加、株式等譲渡所得割交付金は３万５,０００円の追加、地方消費税交付金は６７０万７,０００円の追加、自動車取得税交付金は１８９万５,０００円の追加、環境性能割交付金は８２万６,０００円の減額で、それぞれ交付額確定によるものであります。

地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金は７２６万５,０００円の追加で、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分であります。

地方交付税、特別交付税は１億２７２万９,０００円の追加であります。

国庫支出金、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金は１８万１,０００円の追加、保育対策総合支援事業は５万２,０００円の追加で、新型コロナウイルス感染症対策等分を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金１億２,１７０万円の追加は、今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財源調整のため、財政調整基金に積立するものであります。この積立をしたあとの令和元年度末の当基金残高見込額は、９億９,８４９万３,０００円となります。

農林水産業費、林業振興費、積立金は１,０００円の追加で、森林環境譲与税の譲与額確定に伴う追加であります。

以上がただいま上程されました、令和元年度長万部町一般会計補正予算（第１２号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。５頁から８頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第１号 令和２年度長万部町一般会計補正予算（第１号）

○議長（辻義雄） 日程第６、議案第１号令和２年度長万部町一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第１号令和２年度長万部町一般会計補正予算（第１号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ２,６３０万円を追加し、補正後の予算総額を４７億６,３３０万円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

商工費は２,６３０万円の追加であります。商工振興費、負担金・補助及び交付金２,６３０万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策補助で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町内の商工業者に大きな影響が生じ、早急な対策が必要となっていることから、資金繰りの一助とするため、事業主体である長万部商工会に対し運営資金を補助するもので、各事業者への給付額につきましては、商工会員の業種区分に応じ、最大３０万円となる見込みであります。

次に、歳入についてご説明いたします。１８繰入金、財政調整基金繰入金は２,６３０万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩後の当基金残高見込額は、６億４,３２６万７,０００円となります。

以上がただいま上程されました、令和２年度長万部町一般会計補正予算（第１号）の内容であります。

ます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。質疑ありませんか。

村川議員。

○議員（1番 村川毅） それではまず1点目の、負担金・補助及び交付金2,630万円の積算の内訳を教えてください。

○議長（辻義雄） 小川産業振興課長。

○産業振興課長（小川洋） お答えいたします。商工会員178件の給付を考えております。正会員が178件ということで、小売業が57件、製造業11件、サービス業30件、建設業が24件、卸売業が6件、その他10件ということで138件。宿泊業者が10件、飲食業者30件と定款会員3件の178件ということです。

○議長（辻義雄） 村川議員。

○議員（1番 村川毅） 金額の内訳教えてくださいませんか。

○議長（辻義雄） 小川産業振興課長。

○産業振興課長（小川洋） 金額は、正会員が138件が10万円ということで1,380万円、宿泊業者が30万ということで10件で300万円、飲食業者が30万円の30件ということで900万円、定款会員が5万円の3件ということで15万円、それとあと事務費、振込手数料を含めまして35万円ということで2,630万円ということになっております。

○議長（辻義雄） 村川議員。

○議員（1番 村川毅） 実は4月7日付の長万部商工会長から議長宛の経済対策についての要望書をいただいております。今の説明によりますと、全くその中身と同じようなことなんですけれども。要望にあったとおり飲食業や宿泊業、小売業者などは資金繰りが大変厳しい状態なので、すぐにでも町として手当をすべきだと思っております。

ただ、私はこの金額の多寡については問いませんが、町内には商工業者以外の方々も、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大変厳しい状態の町民がいるということは、町長も十分承知していることと思います。この2,630万円を商工会に補助することによって、町民の中に不公平感が生まれるのではないかと実は危惧しております。ですから、この補助金の支出に対してはしっかりと町民に説明できる裏付けがなければ、町民の理解は得られないのではないかなというふうに思っております。

そこで、ただいま課長から説明があったとおり、飲食、宿泊業者は40事業者になって各30万円、その他138件の事業者10万円との説明でしたけれども、合計で178事業者、この178事業者全てが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているとは思えません。商工会でも調査や相談をした上での要望ということですが、問題はその要望を受けた町が十分検討した結果、この178事業者全てが資金繰りが厳しくなっている事業者で、町の支援が必要だということでの予算執行に至ったのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今回いろんな支援の仕方はある、それは当然考えていたことでございますけれども、やはり厳しいところには即効性のあるやり方が一番いいということで、商工会のほうから要望が上がってきた実績・根拠に基づいて今回支出しながら、商工会の支援にあたるということでございます。いろいろ町民の中にも我々も耳にしておりますけれども、耳にしているだけであって、

決して要請が今あるわけではない。まず要望活動、要請があった所からしっかりやっていこうと。それをまず先端からやっていくことが一番大事だ。今コロナ対策で何が大事かといったら、やっぱり自粛が一番大きな動きである。そしたら飲食関係それから宿泊関係についてもほとんど0に近い収入にあるということが商工会のほうの調査で上がってきて、それで商工会から要望をいただいた上で、我々も十分検討させていただいた結論結果がこのとおりになった、ということであります。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 商工会のほうから要請があったということですがけれども、商工会に属さない事業主さんもたくさんおられると。商工会に属しているのは事業主さん68%ぐらいと聞いております。その他の事業主さんで要請があればということであれば、じゃあ要請しようという動きが多分これから出てくると思います。それに対する対応はいかがなさいますか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 様々なご意見があることは承知の上であります。しかし今日提案している議案は、議案としてやっぱりこれを審議していただいて、その他また出てくることについては、十分検討を重ねていきたい、そう思ってます。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 令和元年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

○議長（辻義雄） 日程第7、報告第1号令和元年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての件を議題といたします。説明員に報告を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、報告第1号令和元年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明いたします。

本件は、本年1月の町議会臨時会および3月の町議会定例会におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することのご承認を頂きました2事業について調整を行ったもので、その内容についてご報告申し上げます。

令和元年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款、農林水産業費、項、林業費の、事業名「林業専用道蔵岱牧場線開設事業」および款、教育費、項、中学校費の「長万部中学校校舎暖房用ボイラー改修事業」の2事業について、令和2年度に繰越をし、現在、それぞれ事

業を進めております。

合計欄をご覧ください。翌年度繰越額は8,898万4,000円で、この財源内訳は、国道支出金が4,822万2,000円、地方債が4,070万円、一般財源が6万2,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたしますので、宜しくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第2回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

10時36分 閉会
